

展覧会・競技会における新型コロナウイルス 感染防止対策に関する基本的なガイドライン

2020年 6月 8日

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

本ガイドラインは、一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「本会」という。）の理事会又は理事長が承認した展覧会、訓練競技会、アジリティー競技会、フライボール競技会及び災害救助犬競技大会（以下「展覧会等」という。）において、主催者が新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を図るために実施すべき基本的事項をまとめたものです。

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症については、2020年1月14日、わが国で初めて患者が確認されて以降、感染拡大が進行し、2020年4月7日、非常事態宣言が発せられました。この非常事態宣言は、その後の全国への地域拡大、期間延長及び地域の限定を経て、5月25日、全面的に解除されました。現在、非常事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染リスクは、引き続き存在すると考えられることから、イベント等の開催については、相変わらず慎重な対応が求められているところです。

本会は、2月26日付け総理大臣の要請を受けて、3月7日以降の展覧会・競技会的主催者に対して、開催中止等を要請し、中止による損害の一部を補填してきたところです。

しかしながら、展覧会等については、本会の目的である犬質の向上、犬の飼育の拡大・定着及び動物愛護精神の高揚のためにはなくてはならないものであります。このため、非常事態宣言解除後は、政府や地方自治体の方針に沿って展覧会等の開催自粛を解除していくこととし、開催に当たっては、下記の基本的なガイドラインに沿って開催要領を作成し、十分な感染拡大防止対策を講じ、地域の自治体や施設管理者等との十分な連携の下、地域の状況に応じた適切な感染リスク対応をとって開催するようお願いします。

なお、本ガイドラインは、今後の感染の動向、新型コロナウイルスに関する知見、政府の対処方針等を踏まえ見直すことがあります。

記

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は、飛沫感染（咳、くしゃみ、おしゃべり等による感染）及び接触感染（手で触れることによる感染）と言われております。

このため、新型コロナウイルスの感染の予防方法としては、(1)「3つの密（密閉、密集、密接）を避けること、(2)手洗い及び咳エチケットの徹底、(3)口・鼻・目に不用意に触れないこと、(4)規則正しい生活とバランスのとれた食事が重要であるとされています。

2 関係者の感染予防及び健康管理

(1) 主催者、審査員、スタッフ等の大会関係者

開催1週間前から毎日、体温・健康状態を記録し、異常がある場合は、展覧会等及び

その準備に参加させないこと。

(2) 出陳者、出陳犬の所有者及びハンドラー

開催前から毎日検温し、高熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等を認める場合は、展覧会等に参加しないよう周知すること。

(3) 一般来場者

検温を行い、高熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等の症状がないことを確認の上、参加を認めること。

3 会場の設営及び施設管理

(1) 会場（リング、パドック、本部席、審査員席等）の設営に当たっては、換気を良くし、「3つの密」を避けることに留意すること。

(2) 受付の机、トイレのドアノブ、マイク、マイクロチップリーダー等不特定多数の人が触る部位や器機は、頻繁に消毒液を浸ませた布等を用いて消毒すること。

(3) アルコール手指消毒液の設置、手洗いでできる場所の確保を行うこと。

4 展覧会等の運営管理

(1) 入場者の管理

① 入場に当たっては、アルコール等により手指の消毒をさせること。

② 入場者には、会場内において原則としてマスクを着用させること。

③ 2の(1)及び(2)により、体温、健康状態に異常のある者の入場はさせないこと。

④ 2の(3)一般来場者については、放送等により受付に来ていただくよう依頼し、体温、健康状態に異常がないことを確認すること。

⑤ 入場者の連絡先を記録すること。

(2) 展覧会等の運営管理

① 人と人の距離を一定以上（少なくとも1m、できれば2m）とること。

② 人と人の距離を十分とれない場合は、必ずマスクを着用すること。

③ 大声での声援をさけること。

④ 握手、ハグ、ハイタッチ等の身体的接触をさけること。

⑤ 写真撮影は、密にならないよう配慮すること。

⑥ 咳エチケット、手洗いの励行、3密の回避等を放送等により徹底すること。

(3) ゴミ等の管理

ゴミ等は、感染源になるおそれもあることから、衛生的に処理すること。

5 感染者が発生した場合の対応

展覧会等参加者において感染者が発生した場合、展覧会等の主催者は、公衆衛生当局の指示に従い、4の(1)の⑤の連絡先を提供する等公衆衛生当局の調査に協力すること。